

万一の事故のときのお手続きについて

万一事故に遭われた場合は、あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンターまでご連絡ください。

【あんしんサポートセンター】

0120-985-024 (無料)

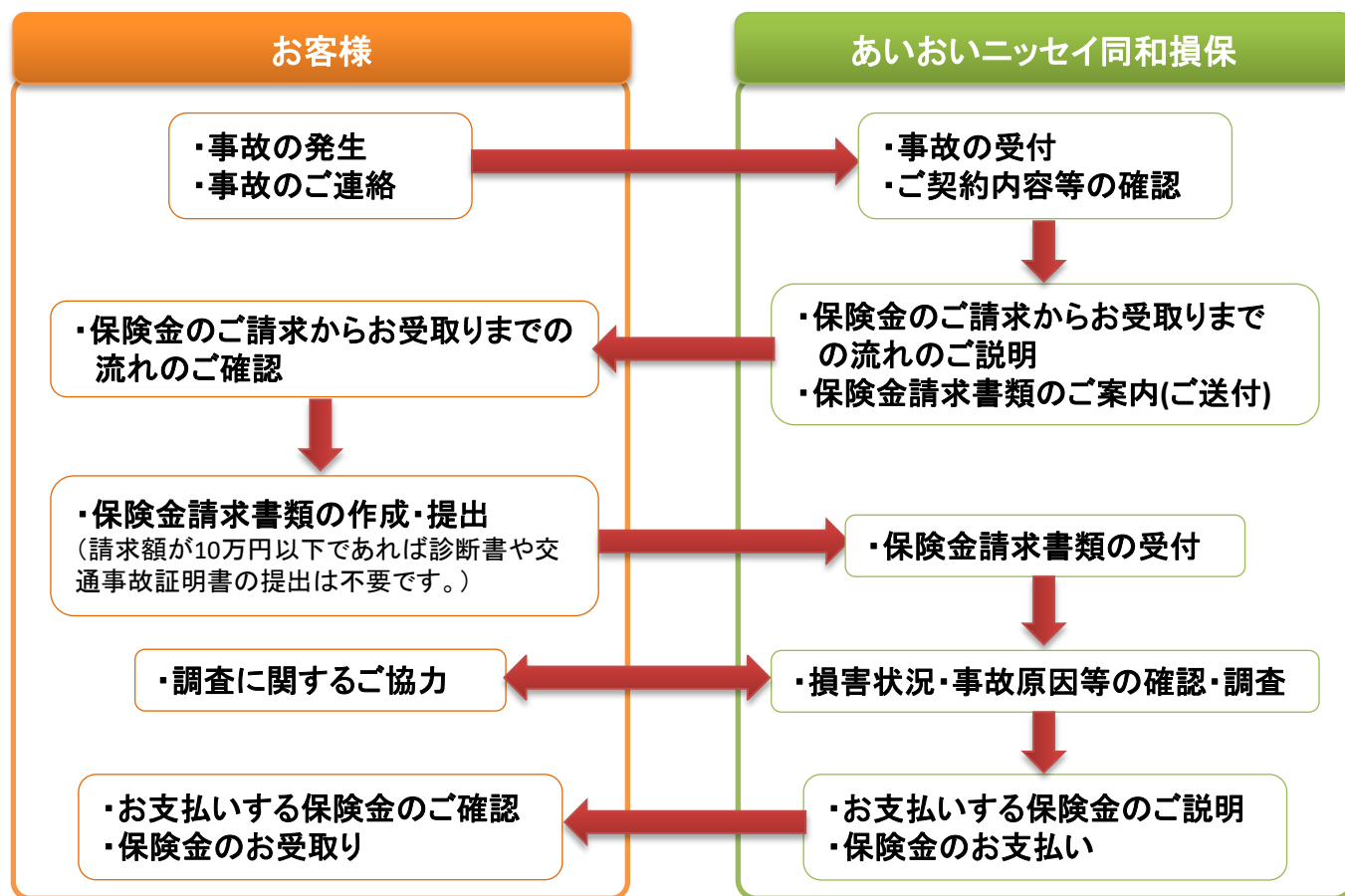
※受付時間(365日24時間)

※おかけ間違いにご注意ください。



◇保険金の請求からお受け取りいただくまで

保険会社に事故のご連絡をいただいた後に、保険金請求手続き(保険金をお受け取りいただくための手続き)が必要となります。手続きの大まかな流れは以下の通りです。事故の際には保険会社から改めて説明があります。



◇示談代行サービス

賠償事故の示談交渉はあいおいニッセイ同和損保にお任せください。日常生活賠償責任補償の対象となる賠償事故について被保険者のお申し出があり、かつ被害者の同意が得られれば、あいおいニッセイ同和損保は原則として被保険者のために示談交渉をお引受いたします。

この場合、あいおいニッセイ同和損保の選任した弁護士が相手との交渉にあたる場合があります。また、賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額をあいおいニッセイ同和損保へ直接請求することもできます。ただし、次の場合にはあいおいニッセイ同和損保は相手方との示談交渉を行なうことができませんので、ご注意ください。なお、その場合でも、相手の方との示談交渉等の円満な解決に向けた相談に応じます。

- 一回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償責任補償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方があいおいニッセイ同和損保との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者があいおいニッセイ同和損保への協力を拒んだ場合
- 賠償事故について被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合